

【公募型プロポーザル】板橋駅西口周辺地区におけるウォーカブルなまちづくりに向けた交通戦略検討業務委託 質問回答書

番号	質問事項	回答
1	(該当箇所) 委託仕様書(案)「2 業務目的」及び「5(7) 地区交通戦略(素案)の策定(令和9年度)」募集要項「6(5) 検討・業務フロー及び工程と、区との業務区分」 (質問内容) 委託仕様書(案)では、業務目的を「交通戦略の策定に向けたロードマップを立案すること」とし、令和9年度の業務内容を「地区交通戦略(素案)の策定」とされております。本委託(令和8年度から令和9年度まで)における成果は、地区交通戦略の素案の取りまとめまでであり、地区交通戦略の確定については令和10年度以降に行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、地区交通戦略(素案)の策定については、令和10年度以降の本策定時に、大きな変更がなく策定可能な段階まで各種調整を済ませた状態であることを想定しております。
2	(該当箇所) 募集要項「9(1)① 提出書類」及び「9(1)⑥ 注意事項等」 (質問内容) 会社名の記載がない提案書10部につきまして、当社の会社名・団体名及びロゴ等を記載しない前提で、過去の業務実績を「業務名・発注者名・実施年度」により記載することは差し支えございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	本業務に活用可能な過年度調査報告書及び関連資料について、貸与いただくことは可能でしょうか。	本業務に活用可能な過年度調査報告書及び関連資料については、本業務契約後であれば受注者様へ貸与可能です。
4	本業務の対象区域及びその周辺において、過年度に実施した交通関連調査について、実施年度、調査項目、調査範囲及び取得済みデータの概要をご教示ください。また、本業務において新たに実施することを想定している調査項目があれば、併せてご教示ください。	過去5年間で区が実施した調査の概要は以下のとおりです。 【実施年度】令和6年度 【主な調査項目】駅前広場利用実態調査として歩行者、自転車、自動車及び公共交通量 【調査範囲】板橋駅西口駅前広場・JR板橋駅構内 なお、新たに実施する調査項目について、現時点で具体的な想定はないため、歩行者、自転車、公共交通、自動車及び荷捌き車両等の調査を基本として、ご提案いただきたく存じます。
5	人流データ、プローブデータ、携帯位置情報等の活用を提案する場合、当該データの取得費用は契約金額に含むものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	発注者において、本業務に活用可能なビッグデータ等がある場合、その内容をご教示ください。	現時点で活用可能なビッグデータはございません。ビッグデータ等の活用の可能性について、ご提案いただきたく存じます。
7	関係機関との協議及び住民等からの意見収集について、発注者が想定している実施回数があればご教示ください。	現時点で具体的回数は規定していないため、ご提案に適した回数を想定いただきたく存じます。
8	ワークショップ及びアンケート調査の実施は、本業務の範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	本プロポーザルについて、共同企業体(JV)による参加は可能でしょうか。	共同企業体(JV)による参加は可能です。ただし、参加にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。 なお、経営状況、所在地、同種・類似事業の実績の審査(1次審査基準 項番1～3)にあたっては、共同企業体の代表団体について評価の対象とします。

		(1)参加者等の構成 ・区は共同企業体と契約を締結します。 ・必ず代表団体及び代表者を決め、他の構成単独団体についても代表者名等を記載してください。また、参加申込時にすべての構成団体を記載してください。 ・代表団体は本事業実施に際して全体の統括を行うものとしします。 ・提案採用者決定日以降は、代表団体及び構成団体の変更は原則認めません。ただし、構成団体の一部が廃業する等、やむを得ない事象が生じた場合で、区と協議のうえ、区が認めた場合に限り、代表団体を除き変更することができるものとしします。 ・代表者は、共同企業体相互の調整を行い、受託業務に係る手続き、業務の進行管理、報告書の作成等の事務能力を有し、かつ、そのための体制が整備されているものとしてください。 (2)共同企業体に関する参加資格要件 ・次に掲げる条件を満たしていることを共同企業体の参加資格要件とします。 ① 共同企業体の構成団体それぞれが、募集要項の「8参加資格要件」を満たしていること。 ② 共同企業体の代表団体及び構成団体のいずれも、他の参加者等の代表団体(単独団体含む)または構成団体として参加していないこと。 ③ 共同企業体は代表者が選定され、参加申込時にすべての構成団体が明らかにされていること。 (3)提出書類 契約にあたっては、区の指示により共同企業体協定書等の必要書類を提出する必要があります。
--	--	--